

別表第1（第2条関係）

対象用具				対象者
種目	性能等	基準額（円）	耐用年数	
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上で18歳以上のもの
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5年	下肢又は体幹機能障害1級で18歳以上のもの（常時介護を要する者に限る。）若しくは療育手帳の障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が2級以上で、原則として3歳以上のもの
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5年	下肢又は体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上のもの
入浴担架	障害者等を担架に乗せたままりフト装置により入浴させるもの	82,400	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として3歳以上のもの
体位変換器	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上のもの
移動用リフト	介護者が重度身体障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4年	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、原則として3歳以上のもの
訓練いす	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童で、原則として3歳以上のもの
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童で、原則として学齢児以上のもの
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が	90,000	8年	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする者で原則として3歳以上のもの

	容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。			
便器	障害者等が容易に使用し得るもの。（手すりを付けることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器 4, 450 手すり 5, 400	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	36, 750	3年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者、又は精神障害により、立位や歩行が不安定で頻繁に転倒するおそれのある者。重度又は最重度の知的障害である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの
歩行補助つえ	T字状・棒状のもの ア 主体—木材 外装—ニス塗装 イ 主体—軽金属 外装—塗装なし	ア 2, 200 イ 3, 000 (夜光材付とした場合は、410円(全面1, 200円)増し。外装に白色又は黄色ラッカー使用の場合は、260円増し。)	3年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者であって、用具の使用により歩行が可能になる者で、原則として3歳以上のもの
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者等の身体的機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60, 000 (工事費も含む。)	8年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者で、原則として3歳以上のもの
特殊便器	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を	151, 200	8年	上肢障害2級以上の者及び療育手帳の障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で、

	伴うものを除く。			原則として学齢児以上のもの
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発するもの	15,500	8年	身体障害者手帳2級以上、療育手帳の障害の程度が重度又は最重度及び精神障害者保健福祉手帳2級以上の者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8年	身体障害者手帳2級以上、療育手帳の障害の程度が重度又は最重度及び精神障害者保健福祉手帳2級以上の者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
電磁調理器	障害者等が容易に使用し得るもの	41,000	6年	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は療育手帳の障害の程度が重度又は最重度の者であって、18歳以上のもの
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	7,000	10年	視覚障害2級以上であって原則として学齢児以上のもの
聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年	聴覚障害2級以上であって18歳以上のもの（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5年	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者で、原則として3歳以上のもの
ネブライザー（吸入器）	障害者等が容易に使用し得るもの	36,000	5年	呼吸器機能障害3級以上又は医師の意見書によりこれらと同程度の障害を有する身体障害児・者であって、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの
電気式たん吸引器	障害者等が容易に使用し得るもの	56,400	5年	呼吸器機能障害3級以上又は医師の意見書によりこれらと同程度の障害を有する身体障害児・者であって、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの
酸素ポンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う者で、18歳以上のもの
盲人用体温計（音声式）	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	9,000	5年	視覚障害2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）

盲人用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5年	視覚障害2級以上の者で、18歳以上のもの（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	98,800	5年	音声機能若しくは言語機能障害児・者又は肢体不自由児・者であって、発声、発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上のもの
情報・通信支援用具	情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用するに当たって必要となる周辺機器やソフトウェア等であって、障害者等が容易に使用し得るもの	100,000	6年	視覚障害2級以上又は上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上の者で原則として学齢児以上のもの
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6年	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上、かつ、聴覚障害2級）で18歳以上の身体障害者であって、必要と認められる者
点字器（普通型）	視覚障害児・者が容易に操作し得るもの ア 32マス18行、両面書 真鍮板製 イ 32マス18行、両面書 プラスチック製	ア 10,400 イ 6,600	7年	視覚障害を有する者であって、本用具を使用して点字を打つことができるもの
点字器（携帯用）	視覚障害児・者が容易に操作し得るもの ア 32マス4行、片面書 アルミニウム製 イ 32マス12行、片面書 プラスチック製	ア 7,200 イ 1,650	5年	視覚障害を有する者であって、本用具を使用して点字を打つことができるもの
点字タイプライター	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	63,100	5年	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学している又は就労が見込まれる者に限る。）
視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生機）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び	85,000	6年	視覚障害2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの

	当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの			
視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専用機）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	35,000	6年	視覚障害2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの
視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	99,800	6年	視覚障害2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの
視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいものの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000	8年	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの
盲人用時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10,300 (音声時計の場合13,300)	10年	視覚障害2級以上で、18歳以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。
聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であって、障害者等が容易に使用し得るもの	71,000	5年	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付の聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもの	88,900	6年	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者

	で、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの			
人工喉頭（笛式）	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,000 (気管カニューレ付とした場合は8,100)	4年	喉頭摘出により音声機能を喪失した者
人工喉頭（電動式）	顎下部等に当てた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100	5年	喉頭摘出により音声機能を喪失した者
点字図書	点字により作成された図書	点字図書を作成するために要した額から自己負担額を控除した額	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児・者
ストマ用装具（蓄便袋）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋のもの ラテックス製又はプラスチックフィルム製	8,600	—	直腸機能障害を有する者であって、必要と認められるもの
ストマ用装具（蓄尿袋）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの ラテックス製又はプラスチックフィルム製	11,300	—	ぼうこう機能障害を有する者であって、必要と認められるもの
紙おむつ等	紙おむつ、おしりふき、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具（耐用期間6箇月程度）	12,000	—	3歳以上であって、次のいずれかに該当するもの ア 腸管のストマ又は尿路変更にストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない者で紙おむつ等の用具類を必要とするもの イ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害の排尿又は高度の排便機能障害のある者で紙おむつ等の用具類を必要とするもの ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で紙おむつ等の用具類を必要とするもの エ 脳性麻痺等脳原生運動機能障害によ

				り排尿又は排便の意思表示が困難な者 で紙おむつ等の用具類を必要とするもの
収尿器（男性用）	採尿器と蓄尿袋で構成し、 尿の逆流防止装置を付ける ものとする。 ラテックス製又はゴム製 ア 普通型 イ 簡易型	ア 7,700 イ 5,700	1年	脊髄損傷等により排尿障害（特に失禁のある場合）のあるもの
収尿器（女性用）	採尿器と蓄尿袋で構成し、 尿の逆流防止装置をつける ものとする。 ラテックス製又はゴム製 ア 普通型 耐久性ゴム製採尿袋 を有するもの イ 簡易型 ポリエチレン製の採 尿袋導尿ゴム管付（採尿 袋20枚を1組。）	ア 8,500 イ 5,900	1年	脊髄損傷等により排尿障害（特に失禁のある場合）のあるもの
居宅生活動作補助 用具	障害者の移動等を円滑にする 用具で設置に小規模な住 宅改修を伴うもの ア 手すりの取付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止及び移動の円 滑化等のため床又は通路 面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替 え オ 洋式便器等への便器の 取替え	200,000	原則1回	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非 進行性の脳病変による運動機能障害（移動 機能障害に限る。）を有する学齢児以上で あって、障害等級3級以上の者（ただし、 特殊便器への取替えをする場合は、上肢障 害2級以上のもの）
動脈血中酸素飽和 度測定器（パルスオ キシメーター）	障害者（児）が容易に使用 し得るもの。	50,000	5年	呼吸器機能若しくは心臓機能障害3級以 上又は医師の意見書によりこれらと同程 度の障害を有する身体障害者（児）であっ て必要と認められるもの。
ブロードバンドTV 電話	音声の代わりに手話等によ り通信が可能な機器であ	71,000	5年	聴覚障害を有する身体障害者（児）で原則 として学齢児以上のもの。

	り、障害者（児）が容易に使用し得るもの。			
音声ICタグレコーダ	情報を音声でICタグに読み込ませ、出力する機能を有するもので視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	63,000	5年	視覚障害2級以上の身体障害者（児）で原則として学齢児以上のもの。
埋込式人工喉頭用人工鼻	呼吸を加温・加湿する機能に併せ、手動又は自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもの。（人工鼻カセット接続器具と皮膚の接着剤・剥離剤を含む）	24,200	—	音声機能又は言語機能障害を有する身体障害者（児）であって、常時埋込型の人口喉頭を使用する者。

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

別表第2（第2条関係）

対象用具				対象者
種目	性能等	限度価格	耐用年数	
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600	5年	寝たきりの状態にある者
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000	8年	寝たきりの状態にある者
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの。	67,000	5年	自力で排尿できない者
体位変換器	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの。	15,000	5年	寝たきりの状態にある者
移動用リフト	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型そ	159,000	4年	下肢又は体幹機能に障害のある者



	の他住宅改修を伴うものを除く。			
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200	8年	下肢又は体幹機能に障害のある者
便器	難病患者等が容易に使用できるもの。(手すりをつけることができる。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	便器 4,450 手すり 5,400	8年	常時介護を要する者
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年	入浴に介助を要する者
移動・移乗支援用具	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 (工事費を含む)	8年	下肢が不自由な者
特殊便器	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年	上肢機能に障害のある者
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700	8年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯
電気式たん吸引器	難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの。	56,400	5年	呼吸器機能に障害又は医師意見書により同程度の障害がある者
ネブライザー(吸入器)	難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの。	36,000	5年	呼吸器機能に障害又は医師意見書により同程度の障害がある者
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用で	157,500	5年	人工呼吸器の装着が必要な者

一)	きるもの。			
居宅生活動作補助用具	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000	原則1回	下肢又は体幹機能に障害がある者

